

# 質 問 要 綱

令和4年第7回沖縄県議会（定例会）

## 1 通 則

- (1) 質問は、代表質問及び一般質問とし、代表質問は2日間、一般質問は4日間とする。
- (2) 再質問は、あらかじめ割り当てられた質問時間に含める。
- (3) 関連質問は認めない。
- (4) 質問通告の締切日時は、代表質問は12月2日(金)正午、一般質問は12月5日(月)正午とする。質問者は、その日時までに質問通告書を議事課に提出する。

## 2 代表質問

- (1) 代表質問の最初の質問は、演壇から一括して行うものとし、再質問からは一問一答方式により質問席から行うものとする。
- (2) 代表質問の順序は、沖縄・自民党、ていーだ平和ネット、日本共産党沖縄県議団、立憲おきなわ、おきなわ南風、公明党、無所属の会とする。
- (3) 代表質問の時間は、沖縄・自民党64分、ていーだ平和ネット27分、日本共産党沖縄県議団24分、立憲おきなわ15分、おきなわ南風15分、公明党15分、無所属の会15分とし、質問・答弁を含めた往復時間は、それぞれの質問時間に3を乗じた時間とする。
- (4) 代表質問時間切れ5分前、1分前及び時間切れ時に電鈴で合図するとともに往復の時間についても同様に電鈴で合図する。
- (5) 代表質問を通告した者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等に関する対応については別に定める。

## 3 一般質問

- (1) 一般質問は一括して行う方法、再質問から一問一答方式で行う方法、または、全ての質問を一問一答方式で行う方法のいずれかで行うものとする。
- (2) 一般質問を一括して行う場合については演壇から行うものとし、一問一答で行う場合には質問席から行うものとする。
- (3) 一般質問の時間は17分とし、質問・答弁を含め往復40分をめぐり、45分を超えないものとする。
- (4) 一般質問時間切れ5分前、1分前及び時間切れ時に電鈴で合図するとともに往復の時間についても同様に電鈴で合図する。
- (5) 一般質問の順序は、まず野党会派の所属議員が行い、次に中立会派の所属議員、次に与党会派の所属議員（無所属議員を含む。）が行うこととし、野党、中立及び与党内の質問順位は、それぞれくじにより決するものとする。

○ 新型コロナウイルス感染症に係る代表質問の取扱いについて

(令和3年6月8日 議運委確認)

新型コロナウイルス感染症に係る代表質問の取扱いについては、下記のとおりとする。

記

- 1 代表質問を通告した議員（以下「質問議員」という。）が、当該質問日において、新型コロナウイルス感染症に係る事由（罹患、濃厚接触または保健所の指示によりPCR検査を受検する等。以下「当該事由」という。）により会議を欠席することとなった場合に限り、質問議員に代わり、同一の会派に属する他の議員が代表質問を行うことができるものとする。

ただし、質問議員が通告していたとおり発言するものとする。

なお、複数人が代表質問を通告した会派において、質問議員のうち当該事由により会議を欠席する議員がいる場合、他の質問議員が欠席する議員の質問も併せて行うことを妨げないものとする。

- 2 代わりに代表質問を行う議員は、先例に従い一般質問は行わないものとする。

※先例：165 代表質問及び一般質問に係る取扱いの例

- (1) 代表質問を行った議員は、一般質問を行わない。

- 3 上記1の取扱いを行う場合は、事前にその旨を議長及び執行部に連絡するとともに、会議でその旨説明する。

「質問通告書の記載方法について」は、議会運営委員会において次のとおり決定されておりますので、御留意願います。

(議会運営委員会決定事項集より抜粋)

-----

## 17 質問通告書の記載方法について

平成8年11月26日の委員会において、「質問通告書の記載方法について」下記のとおり決定した。

### 記

1 質問等の発言通告書には、発言要旨等まで明確に記入する。

※ おおむね大項目（所管部局がわかる程度に区分）、中項目（所管課がわかる程度に区分）、小項目（質問等の具体的な内容がわかる程度に記載）の3項目に区分して通告する。

裏面記載例参照

